

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

求人を出す・求人情報を発信する

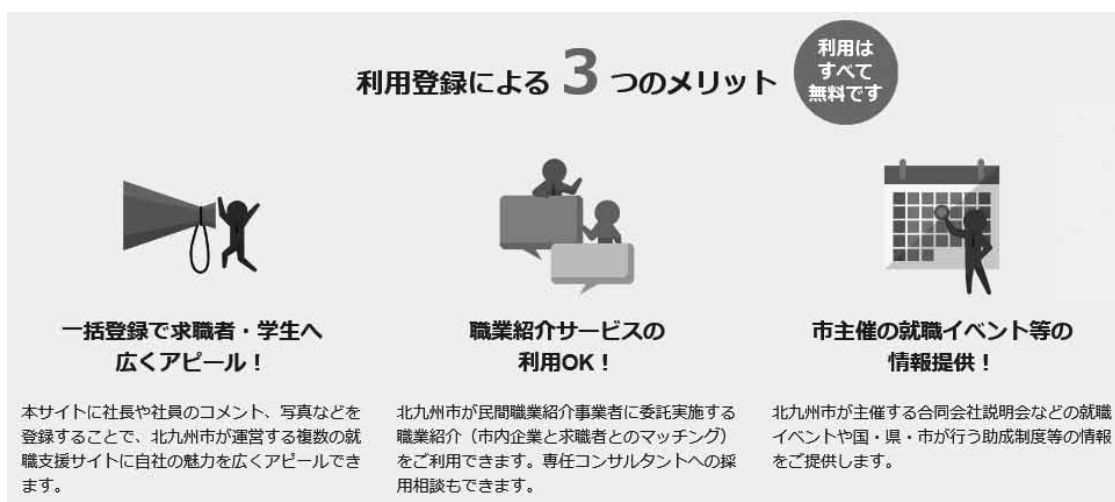
市内ハローワークのほかに、多様な人材ニーズにお応えする以下のサービスがあります。インターネット等により市内・外の求職者に発信し、円滑な人材確保を支援します。

1 インターネットでの情報発信

北九州市転職・就職情報サイト 北九州しごとまるごと情報局

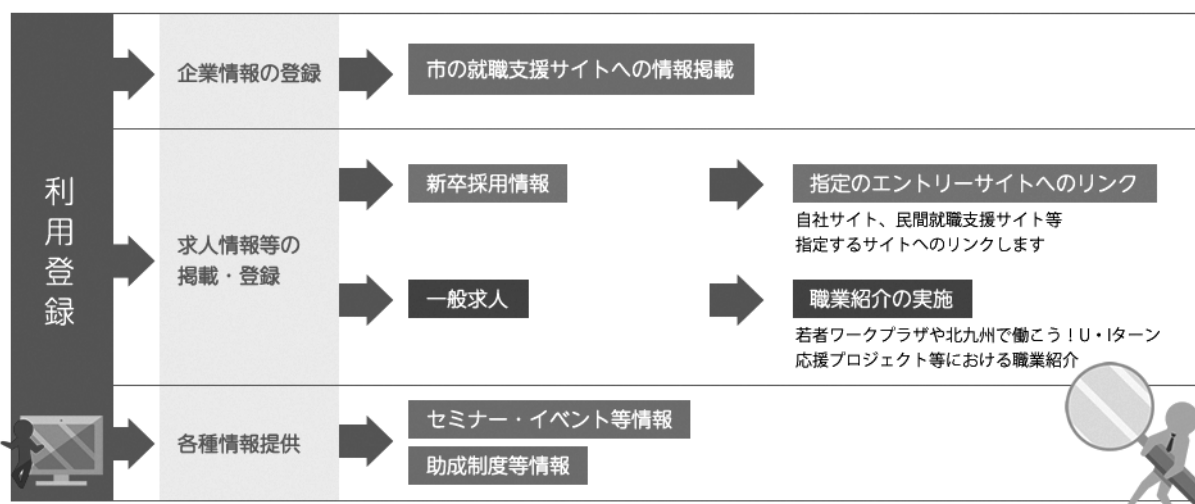
北九州市が運営する上記サイトに求人情報等を掲載できます。企業のPR・人材確保の一環として、是非ご利用ください。

【利用対象企業】 北九州市に事業所を有する、または、今後北九州市内に事業所を設置予定の企業。ただし、北九州市都市圏域構成市町、吉富町、下関市に事業所を有する企業のうち、令和2年3月31日時点で「北九州しごとまるごと情報局」に登録していた企業は、その限りではない。



【北九州しごとまるごと情報局】

<https://www.shigotomarugoto.info/index.php>



【問い合わせ先】

北九州市産業経済局雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

2 若者の採用に関する相談窓口

若者ワークプラザ北九州 (URL <https://www.shigotomarugoto.info/wakamono/index.php>)

概ね40歳までの若年求職者と就職氷河期世代の求職者を対象とした、北九州市が設置する就職支援の窓口です。

企業の皆様の人材ニーズにお応えするため、カウンセリングや講座などを通じて若者のスキルアップを行い、ミスマッチの少ない職業紹介を行っています。



正社員、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等の求人をお預かりし、職業紹介を行います。上記URLより「求人企業の皆さまへ」をクリックし、求人票をダウンロードの上、FAX、E-Mail、直接持込にてご提出ください。

セミナー等開催企画	内 容
地元企業 PICK UP ! 地元企業応援企画！「自社自賛」	企業の仕事内容、社員の様子、職場の雰囲気等を求職者へ直接伝えるセミナーです。
職場体験応援プログラム	職場体験を通して、面接だけではわからない採用のミスマッチを防ぎます。

【問い合わせ先】

若者ワークプラザ北九州

(月～土 10時～18時 予約制：月～土 18時～19時 第1・第3日曜 11時～15時)

祝日・年末年始除く

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F TEL 093-531-4510 FAX 093-531-4538

若者ワークプラザ北九州・黒崎

(月～土 10時～19時 予約制：第4日曜 11時～15時) 祝日・年末年始除く

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2F TEL 093-631-0020 FAX 093-631-0021

3 U・Iターン就職希望者の採用相談窓口

① 北九州市U・Iターン応援オフィス (URL <https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/>)

北九州市へのU・Iターン就職希望者と企業を結びつける取組みです。専任コンサルタントへの相談、職業紹介のほか、専用サイトへ一般求人の掲載ができます。北九州市、東京の2箇所に常設の相談窓口を設置しています。最近では、20代を中心に就職者数が増加しています。

- ・民間転職フェアへの出展
- ・帰省時期等のイベント実施
- ・民間転職サイトへの求人掲載支援及びWEBを活用した人材採用個別コンサル など

【問い合わせ先】

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F (JR小倉駅新幹線口より徒歩5分)

北九州市U・Iターン応援オフィス TEL 0120-0823-46

E-mail ui-turn.syokukai@shigotomarugoto.info

※利用時間 10:00～18:00 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

② セカンドキャリア支援プロジェクト(URL <https://www.shigotomarugoto.info/second-carrier/>)

北九州市でのセカンドキャリアを検討されている方と、市内企業の人材ニーズを結びつけ、シニア・ハローワーク戸畑と連携してマッチングを図る取り組みです。セカンドキャリア人材を活用することで、企業の課題解決・成長にもつながります。

【問い合わせ先】

北九州市 U・I ターン応援オフィス（U・I ターン求人支援員） TEL 0120-0823-46

4 経験豊かな高齢者を活用したいなら**① 北九州市高年齢者就業支援センター及びシニア・ハローワーク戸畑**(URL <https://www.shigotomarugoto.info/will/>)

関係機関が緊密に連携し、高年齢者等の多様な職業ニーズに応じた就業機会の提供を行っています。また、シニアを活用したい企業にシニア求人開拓員が訪問し、雇用に関するアドバイスも行っています。

【問い合わせ先】

北九州市高年齢者就業支援センター（月～金 9時～17時（受付は16時30分まで。））

祝日・年末年始を除く

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F TEL 093-882-5400

②（公社）福岡県高齢者能力活用センター

再就職希望の方に派遣等による就業機会の提供と、地元企業の人材確保を目的とした公益法人です。即戦力となる再就職希望の方を登録していますので、企業のニーズに即した人材を派遣することが可能です。再就職希望の方の豊かな経験・技術の利用をお考えの企業は、まずご一報ください。

【問い合わせ先】

はつ・らつ・コミュニティ北九州（福岡県高齢者能力活用センター）

TEL 093-881-6699 FAX 093-882-6705

③（公社）北九州市シルバー人材センター

北九州市内に居住する約2,600人の会員が所属し、企業・団体の皆様や個人のお客様からの多彩なご要望にお応えしています。「専門業者に頼むほどでもないけれどちょっと誰かに手伝ってほしい」、「短期間だけ力を貸してほしい」などと感じたときは、シルバーパワーの出番です。また、会員（60歳以上）は常時募集しています。

【問い合わせ先】

北九州市シルバー人材センター 本部 TEL 093-922-4801 FAX 093-922-4818

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

働き方改革

1 働き方改革 概要

① 時間外労働の上限規制が導入されています

(施行 中小企業：2020年4月～、大企業：2019年4月～)

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

② 年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要です

(施行 2019年4月～)

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者（管理監督者や有期雇用労働者も含む）に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます

(施行 2020年4月～) ※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。以下の(ア)～(ウ)を統一的に整備します。

(ア) 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

(イ) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

(ウ) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

※働き方改革の制度に関する質問は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号	相談内容
北九州東労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-561-0881	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
北九州西労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-285-3799	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
福岡労働局 雇用環境・均等部指導課	092-411-4894	パートタイム労働者、有期雇用労働者関係の相談に応じます。
福岡労働局 職業安定部需給調整事業課	092-434-9711	派遣労働者関係の相談に応じます。

「働き方」に関する改正法の詳細は厚生労働省 HP 『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



2 働き方改革に関する相談窓口について

就業規則の改正などの具体的な相談は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号・住所	相談内容
(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター	093-873-1430 (北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンター ビル1階)	創業や経営・技術の改善・革新を目指す個人や中小企業の方々の取り組みを支援するための相談窓口、専門家派遣事業等、経営・商売に役立つ総合的な支援制度をご用意しております。
福岡県よろず支援拠点 北九州よろず経営相談窓口	092-622-7809 (北九州市小倉北区古船場 1番35号 商工貿易会館3 階信用保証協会北九州支 所)	●生産性の向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ●経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。
北九州商工会議所 [中小企業振興課]	093-541-0188 (北九州市小倉北区紺屋町 13-1 毎日西部会館1階)	●経営相談をはじめ、金融、法律、情報化支援など様々なご相談に応じます。 ●窓口相談、巡回相談、メール相談、アドバイザー派遣を行っています。
福岡働き方改革推進支援センター	0800-888-1699 (福岡市博多区博多駅前南 1-7-14 BOIS 博多305)	●労働時間管理のノウハウや賃金制度等見直しなど労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ●様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。
ハローワーク	【ハローワーク小倉】 093-941-8609 【ハローワーク八幡】 093-622-5566	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

働きやすい環境づくりの取組みに対する支援

1 北九州イクボス同盟

本市では、市内企業・団体が一丸となって働き方改革に取り組み、「働きやすいまち北九州」を実現する、「北九州イクボス同盟」の加盟を推進しています。

「北九州イクボス同盟」は、経営者や管理職が「イクボス」として自らワーク・ライフ・バランスを実践しながらも、従業員の仕事と家庭生活の両立、キャリア形成を応援し、生産性の向上や多様な働き方を推進する、企業・団体のトップによる同盟です。

これからの時代にふさわしい管理職を推奨する「イクボス」の推進は、持続可能な企業に成長するためのカギとして、今、全国に広がっています。

「イクボス」の養成を支援するメニューも各種揃えていますので、加盟企業・団体とともに、改革のはじめの一步を踏み出しませんか。

北九州イクボス同盟に加盟すると・・・

- 研修講師等を無料で派遣します！
- 加盟企業限定の研修や情報交換の場に参加できます！
- 加盟企業の取組をPRします！

詳細はHP「今こそ、イクボス」をご覧ください

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/>



北九州イクボス同盟

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

2 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰

子育て支援や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍の推進に取り組んでいる企業等を表彰する制度です。

表彰を受けた企業や団体等の取組み内容を、市政だよりやホームページ、リーフレット等で広く市内企業や市民の皆さまに紹介します。また、社会的責任・社会貢献を果たしている企業として、市の「入札参加資格審査（建設工事・物品等供給契約）、建設工事総合評価落札方式」などにおいて配慮されます。

これまでの受賞者などの詳細はHPをご覧ください。

<http://wlb-kitakyushu.jp/commendation/>



3 講師派遣、各種講座・セミナー

女性活躍、ワーク・ライフ・バランス等に取り組もうとする市内企業を対象に、講師等を派遣します。

また、企業のニーズに合わせて、階層別に対象を分けた講座やセミナーを実施します。

支援制度		概要
講師派遣	企業向け出前セミナー	企業・事業所の業種や規模、ニーズに応じた内容で講師を直接派遣します。 ＜内容例＞ ○仕事と子育て、介護等の両立支援 ○女性の活躍推進、キャリア支援 ○タイムマネジメント、時間外削減 ○イクボス養成 など ＜費用＞ 無料（先着 20 社程度）
	ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた取組みの充実を図ろうとする事業者に対し、助言や情報提供等を行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。 ＜内容例＞ ○企業の就業規則や各種制度設計 ○子育て・介護と両立して働ける職場づくり ○女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定 ○くるみん・えるぼしの認定 ○働き方改革を実現するためには など ＜費用＞ 従業員 300 人以下事業所は無料
	職場のハラスメントについて	職場で働く方や事業主の方向けに、講師（弁護士）を派遣します。 【男女共同参画センター・ムーブ事業】 ＜費用＞ 1 時間あたり 8,250 円＋交通費
講座・セミナー	イクボス養成講座	イクボス【部下や社会、そして組織を育（イク）てる上司（ボス）】を推進し、多様な人材を活かす成長戦略・チームマネジメントに理解を深めます。 ＜対象＞ 経営者・管理職、人事担当者 ＜費用＞ 無料
	女性管理職セミナー	組織の意思決定に関わるためのスキルトレーニングやリーダーシップ養成等を行うとともに、ネットワーク構築の支援を行います。 ＜対象＞ 女性管理職 ＜費用＞ 無料
	働く女性のためのステップアップセミナー	自分らしさを生かしたスキルアップ、ネットワークづくりなど楽しく働き続けるための支援を行います。 ＜対象＞ スキルアップを考える女性社員 ＜費用＞ 無料
	介護男子	介護保険制度、介護実技、体験談等、介護に関する基礎知識を学びながらケアメン（介護できる男性）を目指します。【男女共同参画センター・ムーブ事業】 ＜対象＞ 介護に関心がある男性 ＜費用＞ 無料

【問い合わせ先】

北九州市 総務局 女性の輝く社会推進室

TEL 093-582-2209 FAX 093-582-2624

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/> 「北九州イクボス同盟」

<http://wlb-kitakyushu.jp> 「はじめよう！ワーク・ライフ・バランス」



パワーハラスメント防止措置について

令和4年4月1日より労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました。

「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①から③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

パワーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

- ・福岡労働局ハラスメント防止対策

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/_00297.html



- ・事業主・労働者パンフレットや社内研修資料

職場におけるハラスメント防止のために

検索



- ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」

あかるい職場応援団 HP

検索



第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

人材確保等に関するアドバイス・情報発信・補助金

1 建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト

「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

建設業のイメージアップを図り、新たな人材確保につなげることを目的に、北九州市の建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

建設業の現場で輝く貴社自慢の「ケンセツ男子・ケンセツ女子」をご紹介します（随時募集中）。プロのカメラマンとライターが貴社に取材に伺います。応募条件や募集方法などは下記のサイトからご確認ください。

・「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kensetsu-danshi-jyoshi/>



【「ケンセツ男子・ケンセツ女子」問合せ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課 TEL 093-582-2043

E-mail gi-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

2 中小企業人材確保支援助成金

市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

対 象 者	市内に事務所を有する中小企業団体（構成員の3／4以上が中小企業者で構成）で構成員の共同事業又は共益的事業を行う営利を目的としない法人・任意団体
対象事業	次の(1)～(3)に該当する事業 (1)団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業 ・学生等を対象にしたものづくり現場の体験見学会（オープンファクトリー） ・学生等が建設機械を実際に操縦する体験学習会 ・学生等を対象にしたサービス業の魅力発見セミナー（合同会社説明会） ・学生等に業界の魅力を伝えるホームページ、リーフレットの作成 など (2)学生、教員等との情報交換のための交流事業 ・学生等と若手社員との意見交換会 ・教員・保護者を対象とした経営者との座談会 など (3)働きやすい職場環境づくりのための推進事業（組合員企業を対象とした団体内事業） ①職場環境改善のための事業 ・労働条件（就業規則、給与規程等）見直しのための勉強会 ・作業環境見直し（5S活動の実施、軽労化アシストツールの導入検証等）のための研究会 など ②経営者・管理者等の意識改革のための事業 ・若年者の定着率向上のための管理職マネジメント能力開発研修 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための経営者研修 など
	  高校生クレーン体験学習 工業高校生を対象とした工業団地内 オープンファクトリー
対象経費	上記対象事業に必要なとなる、専門家招聘のための謝金・旅費、機材等の借上げ料、広報物作成等の委託料、実習等に必要の消耗品費・備品購入費など
助成金額	対象経費の2分の1以内 限度額40万円（事業終了後、精算払）
募集期間	令和4年4月5日～随時受付（予算終了、もしくは令和5年1月31日まで）
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

就活プレイベント

北九州市では、北九州市内企業の魅力を若者に伝えることで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催しています。

イベント名	北九州ゆめみらいワーク
概要	地元企業の仕事内容等について、直接聞き、体験することで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催します。
実施時期	11月9日（水）・10日（木）
出展企業	北九州地域に事業所（工場等含む）がある企業・団体・学校等 約130団体
出展料	無料
参加対象	高校生、中学生、教員等
会場	西日本総合展示場

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

就活プレ事業（インターンシップ）

北九州市では、商工会議所に委託して、インターンシップ事業を実施しています。

	夏季インターンシップ	春季インターンシップ
概要	地元企業が実施するインターンシップ（学生が長期休暇で参加しやすい、夏季・春季のものに限る）を取りまとめ、参加学生の募集、マッチング等を行います。	
実施時期	夏季（7月～9月）	春季（1月～3月）
参加企業	北九州地域に事業所（工場等を含む）がある企業・団体	
参加料	無料	
参加対象	大学（院）・短大・高専・専門学校生（留学生を含む、高校生以下を除く）	

HP（商工会議所内特設ページ） <https://www.kitakyushucci.or.jp/recruit/ciinternship.html>

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

就職イベント（合同会社説明会等）

北九州市及び商工会議所では、北九州市や周辺地域に事業所等を有し、正社員雇用を予定している企業を対象に、合同会社説明会などの就職イベントを開催しています。

【主な開催（対面型）】

対象求職者	大学（院）・短大・高専・専門学校等の卒業予定者（留学生を含む、高校生以下を除く）及び求職者、転職希望者
実施時期（予定）	6月・3月（募集は実施月の約2ヶ月前）
出展企業数（予定）	約120～200社
参加料（予定）	一般企業 100,000円 北九州商工会議所会員事業所 30,000円 ※別途、会場内電源使用料 5,000円
会場（予定）	西日本総合展示場
主管	北九州商工会議所 TEL 093-541-0185

※上記以外にも、合同会社説明会（対面型・WEB型）等の就職イベントを随時開催予定。

最新情報は、下記ホームページをご確認ください。

⇒ <https://www.shigotomarugoto/info/webgosetsu/>

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

雇用に関する助成金制度

事業主に対する雇用に関する主な助成金を一覧にまとめました。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

※の記載内容は、2020年度の内容を記載しておりますので、利用にあたっては事前に申請先にご相談ください。

1 新たな雇い入れに関する助成金

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) ※	就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間試行雇用することにより常用雇用や雇用機会の創出を図る「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	・離転職を繰り返している者 ・直近1年間を越えて失業している者 ・出産・育児等で前職を辞めてから1年を超えている者 ・ニートやフリーター等で55歳未満の者 ・生活困窮者 等	1人あたり最大月額4万円×3ヶ月(対象労働者が母子家庭の母、父子家庭の父、若年雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアルを実施した場合は、最大月額5万円×3ヶ月)	【受付】 ハローワーク小倉 TEL：093-941-8609 ハローワーク八幡 TEL：093-622-5566 【審査】 福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701
トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)	就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を原則3ヶ月間試行雇用する「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	以下の2つの要件全てを満たす者 ①紹介日において、離職している者 ②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している者	一人あたり最大月額4万円×3ヶ月(短時間(週20時間～週30時間未満)トライアルを実施した場合は、最大2.5万円×3ヶ月)	
トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) ※	障害者の適正な業務遂行可能性を見極め、継続雇用へのきっかけとしていただくことを目的とし、原則3ヶ月間、試行的に雇用した事業主に対して助成金を支給(精神障害者を雇用する場合は最長6ヶ月間)	・未経験の職種等を希望する者 ・離転職を繰り返している者 ・直近6ヶ月を越えて失業している者 ・上記以外の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者	1人あたり最大月額4万円(精神障害者を雇用する場合は雇入れ日から起算して3ヶ月間は月額最大8万円)	
特定求職者雇用開発助成金 ※	就職が困難な求職者を、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に賃金相当額の一部を一定期間助成	・高齢者(60歳以上) ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・身体、知的障害者 ・精神障害者 ・生活保護受給者 等	対象労働者により 中小企業 40万円～240万円 大企業 30万円～100万円	

2 雇用の維持に関する助成金

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
雇用調整助成金 ※	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成	雇用調整の対象者となった労働者(但し、雇用保険被保険者となって6ヶ月以上のものに限り)	※主なもの ・休業手当、又は賃金の相当額として算定した額の2/3(大企業1/2)、出向元事業主の負担額の2/3(大企業1/2) ※支給額には上限があります。 ・訓練費1人1日あたり1,200円加算 ・支給限度日数：1年で100日分(3年で150日分まで)	福岡労働局 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口 (八幡労働総合庁舎1F) TEL：093-616-0860

☆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置あり。詳細は厚生労働省ホームページでご確認下さい。

3 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

名 称	概 要	対象事業所	助成内容	申請先
業務改善助成金	事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 設備投資等に要した経費の4/5を助成(生産性要件を満たした場合は9/10を助成) 【事業場内最低賃金900円以上】 設備投資等に要した経費の3/4を助成(生産性要件を満たした場合は4/5を助成) ・30円コース 助成額 30万円～120万円 ・45円コース 助成額 45万円～180万円 ・60円コース 助成額 60万円～300万円 ・90円コース 助成額 90万円～600万円 ※引き上げる労働者数(区分：1人、2～3人、4～6人、7人以上、10人以上(要件あり))に応じて、助成上限額が設定されています	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL：092-411-4717

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

4 雇用労働者の教育訓練や処遇改善に対する助成金

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発 支援助成金 (特定訓練 コース) ※	事業主が、労働者の職業生活設計の全期間を通じて、段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合、経費や賃金の一部等を助成	雇用保険の被保険者（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者を除く）	【経費助成】30%～45%（上限あり） 【賃金助成】1人1時間あたり380円～760円 【OJT実施助成】1人1時間あたり380円～665円（事業規模・業種等により、助成額が異なります。）	福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701
人材開発 支援助成金 (一般訓練 コース) ※		※令和4年4月1日から「人への投資促進コース」が新設されました（対象労働者に有期契約労働者等を含むコース有）。詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。	【経費助成】30%（上限あり） 【賃金助成】1人1時間あたり380円（平成31年4月1日より大企業も対象となりました。）	
人材開発 支援助成金 (教育訓練 休暇付与 コース) ※	3年間に5日以上の有給の教育訓練休暇制度または1年間に30日以上長期教育訓練制度を導入・実施した場合に助成		【教育訓練休暇制度導入助成】30万円（36万円） 【長期教育訓練休暇制度導入助成】20万円（24万円） 【長期教育訓練休暇制度賃金助成】6,000円/日（7,200円/日） ※（ ）内は生産性要件を満たす場合の助成額	
人材開発支援 助成金 (建設労働者認定 訓練コース) ※	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	雇用保険の被保険者	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 【賃金助成】 1人あたり日額3,800円（1,000円） ※（ ）内は生産性要件を満たす場合の割増額	
人材開発支援 助成金 (建設労働者技能 実習コース) ※	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成		【経費助成（建設事業主）】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4 (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る (生産性向上助成) 支給対象費用の3/20 【経費助成（建設事業主団体）】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成（建設事業主）】 (20人以下の中小建設事業主) 8,550円（9,405円） (21人以上の中小建設事業主) 7,600円（8,360円） ※（ ）内は建設キャリアアップシステム情報登録者の場合 【生産性向上】 (20人以下の中小建設事業主) 1人あたりの日額2,000円 (21人以上の中小建設事業主) 1人あたりの日額1,750円	
人材開発 支援助成金 (特別育成 訓練コース) ※	有期契約労働者等に対し、正規雇用へ転換又は処遇改善を目指す職業訓練を実施した事業主に経費や賃金の一部を助成		【経費助成】60%～70%（上限あり） (訓練時間数・事業規模などにより、7万円から50万円の上限額があります。) 【賃金助成】1人1日あたり475円～760円 (事業規模・業種等により、助成額が異なります。)	
キャリア アップ 助成金 ※	有期契約労働者等の企業内キャリアアップの取り組み（正社員への転換等）を行う事業主に対して助成	有期契約労働者等（契約社員・パート・アルバイト・派遣社員等の非正規労働者）	正規雇用労働者等への転換に係る助成 1人あたり28.5万円～85.5万円 ※1 大企業は助成額が異なります。 ※2 その他、基本給のベースアップ等処遇改善等に対する助成が有ります。 ※3 生産性向上による加算あり	

※各制度（コース）には支給上限があります。

「就職氷河期世代応援企業」登録制度について

北九州市では、「就職氷河期世代応援企業」として登録いただいた、就職氷河期世代の正規雇用には積極的な市内企業を対象として、主に以下の5つの人材確保支援を行っています。

5つの人材確保支援

- ① 市内外への企業情報発信
- ② 国の助成金制度の情報提供
- ③ 合同会社説明会の案内
- ④ 社会人インターンシップの案内
- ⑤ 求職者の適性を踏まえた効果的なマッチング支援

《就職氷河期世代正規雇用化支援 全体イメージ》



就職氷河期世代応援企業にご登録ください！

- ① 「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」から、企業情報登録へ。

北九州市 企業応援サイトを検索！

- ② 「就職氷河期世代応援」にチェックを入れることでPRが可能となります。



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

市内企業の人材採用力強化支援

1 WEBを活用した人材採用トータルサポート事業

コロナ禍における就活様式の変化や地方移住の関心の高まりを踏まえ、市内企業の人材確保をトータルでサポートします。民間転職サイトへの求人掲載のみならず、求人票の書き方アドバイスや人材採用の個別コンサルティングを受けることができます。（応募多数の場合、選考がございます。）

【令和3年度の実施内容】



2 人材採用力強化のための特別スクール開設

人事・採用担当者の方を対象に、DX時代に対応した「採用力」を身につける特別スクールを実施します。人材採用のプロが講師となり、最先端の採用ノウハウが習得できる課題解決型プログラムです。ブラッシュアップした求人票や採用ツールなどの成果物を得ることができます。（参加には選考がございます。）



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

外国人材の雇用に関する相談等

1 北九州市外国人材就業サポートセンター

(1) 事業概要

市内企業の円滑かつ適正な外国人材の受入を促進するため、市から委託を受けた専門事業者が、あらゆる在留資格に応じた外国人材の受入れに関する専門相談や、企業を対象としたセミナーの開催、市内留学生とのマッチング支援などを一元的に行います。

(2) 事業内容

専門家による相談	●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●対象となる在留資格：高度人材（技術・人文知識・国際業務等）、技能実習、特定技能など就労が認められる在留資格 ●相談形態（事前予約制）：訪問相談、もしくは窓口相談（八幡西区黒崎コムシティ3階 北九州国際交流協会内等） ●相談内容： ・外国人材の雇用方法（在留資格制度の概要等）に関すること ・在留資格（高度人材）の申請手続きに関すること ・技能実習や特定技能の受入手続きに関すること など
外国人材セミナー	●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●テーマ：就労が認められる在留資格制度の解説や先進企業事例の紹介 など ●回数：年2回
マッチング機会（高度人材）の創出	①市内企業と留学生とのマッチング支援事業 ●対象者：留学生の採用を検討中の市内企業、市内及び近郊の大学等の留学生 ●実施内容：企業側・留学生側のニーズ調整から採用までを伴走型で個別支援 ②合同会社説明会（合説）での留学生サポートプログラム ●対象者：合説に参加している留学生、留学生を採用希望の合説出展企業 ●実施内容：会場内に専用の相談コーナーを設け、留学生の専攻等に適した出展企業（留学生の採用希望企業）を紹介 など ●回数：年2回程度

※詳細は市のHPをご覧ください。<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09801254.html>

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

2 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター

外国人市民や外国人を支援している方等を対象に、生活に必要な情報提供（日本語教育に関することを含む）や相談に多言語で対応する相談窓口です。

設置場所	連絡先	相談対応日時	対応言語
【黒崎】 八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ3階 北九州国際交流協会内	080-6445-2606	月～金曜 【黒崎】 9時半～16時 【小倉】 9時半～12時、13時～16時 (祝日、年末年始を除く)	対面のほか電話・メール・ タブレット端末を使い最大 22言語
【小倉】 小倉北区大手町 1-1 小倉北区役所2階	080-5278-8404		

【問い合わせ先】

北九州国際交流協会 TEL 093-643-5931 FAX 093-643-6466

3 福岡県外国人材受入企業相談窓口（運営委託先：福岡県行政書士会）

福岡県による県内の外国人材受入企業を対象とした支援事業です。

相談窓口	専用相談電話：0120-86-2905	相談対応日時：10～17時（月～金曜）
------	---------------------	---------------------

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

障害者雇用

全ての事業主は、法定雇用率に相当する数以上の障害のある人を雇用しなければならないことと法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）で義務づけられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業の法定雇用率は 2.3 % です

従業員を 43.5 人以上雇用している民間企業は、障害のある人を 1 人以上雇用しなくてはなりません。

1 障害者雇用納付金制度

障害のある人を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害のある人を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

※令和 4 年 3 月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

障害者雇用納付金	常用雇用労働者数が 100 人を超える事業主で、障害者雇用率を未達成の場合は、法定雇用障害者数に不足する障害のある人の数に応じて、1 人につき月額 50,000 円の納付が必要。
障害者雇用調整金	常時雇用労働者数が 100 人を超える事業主で、障害者雇用率を越えて障害のある人を雇用している場合は、その超えている障害のある人の数に応じて、1 人につき月額 27,000 円を申請に基づき支給。
報奨金	常用雇用労働者数が 100 人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定以上（各月の常用雇用している労働者数の 4 % の年度合計数または 72 人のいずれか多い数）を超えて雇用する場合は、その超えている障害のある人の数に応じて、1 人につき月額 21,000 円を申請に基づき支給。
特例給付金	常時雇用労働者数が 100 人を超える事業主で対象障害者（※）を雇用している場合、対象障害者数に応じて 1 人につき月額 7,000 円を申請に基づき支給。 常時雇用労働者数が 100 人以下の事業主は対象障害者数に応じて 1 人につき月額 5,000 円を申請に基づき支給。 ※対象障害者：次のいずれも満たす障害のある人。障害者手帳等を保持する障害のある人、1 年を超えて雇用される障害のある人（見込みを含む）、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害のある人。

2 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等の措置を行う事業主等に対して、当該措置を行うことにより生じる経済的負担の調整と障害者の雇用の促進等を図ることを目的に、納付金を財源とする助成金の支給を通じてその支援を行うものです。

※令和 4 年 3 月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

※助成金によっては、措置実施前に申請手続き等が必要なものもありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

助成金種類	主な助成の内容	助成率	限度額
障害者作業施設設置等助成金	トイレ・スロープ等の付帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業施設の設置等を行った費用の一部を助成。	2/3	450 万円
障害者福祉施設設置等助成金	福祉施設（休憩室、医務室等）を整備した費用の一部を助成。	1/3	225 万円
障害者介助等助成金	障害のある人が主体的に作業するため介助者の配置または委嘱を行った費用の一部を助成。	3/4	15 万円 / 月
	手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱に係る費用の一部を助成。		6 千円 / 回
	障害のある人が行う業務の介助（パソコンの操作代行、文字盤や口文字等の読み取り等）を重度訪問介護等サービス事業者に委託を行った費用の一部を助成。	4/5 (9/10) ※	13 万 3 千円 / 月 (15 万円 / 月) ※
重度障害者等 通勤対策助成金	障害のある人の通勤を容易にするための措置を行う費用の一部を助成。 (住宅の賃借、駐車場の賃借、住宅手当の支払い、通勤バスの購入等)	3/4	助成金毎

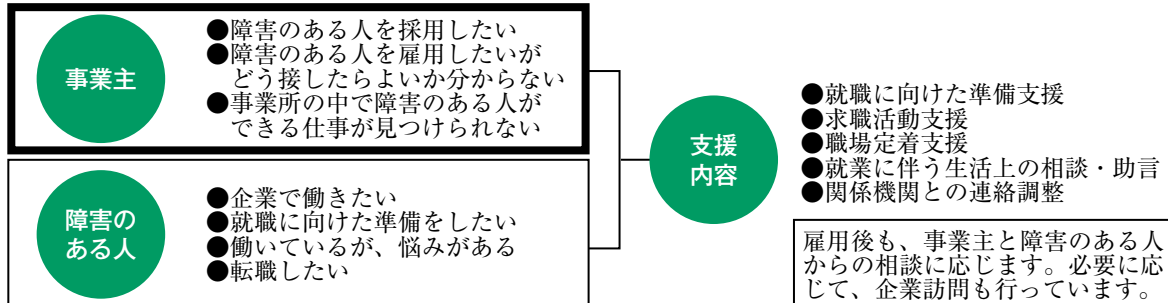
※（ ）内は中小企業の場合

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課
〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-10-17 TEL 092-718-1310 FAX 092-718-1314
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukuoka>

3 北九州障害者しごとサポートセンター

北九州市では障害のある人の就労支援機関として、北九州障害者しごとサポートセンターを設置しています。当センターでは、障害のある人を雇用する又は検討している事業主からの相談を受け、関係機関と連携しながら、解決できるようにサポートしています。まずは、当センターにご相談ください。



【問い合わせ先】

北九州障害者しごとサポートセンター（月～金 8:30～18:30 祝日、年末年始除く）
北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 2F TEL 093-871-0030 FAX 093-871-0083

4 北九州市立特別支援学校

特別支援学校には、高等部卒業後に、一般企業等に就職して社会参加・自立したいと考えている「働く意欲のある生徒」がたくさんいます。各学校では地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成しています。現場実習等インターンシップや高等部生徒の雇用については、教育委員会特別支援教育課または、各特別支援学校の進路指導担当者までお問合せください。

(1) 高等部一覧

学 校 名	障害部門	住 所	電 話
門司総合特別支援学校	知的障害	門司区矢筈町 13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	知的障害	小倉北区下道津 4-3-1	592-2103
小倉総合特別支援学校	肢体不自由・病弱	小倉南区春ヶ丘 10-3	921-0075
小倉南特別支援学校	知的障害	小倉南区若園 4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	知的障害	若松区大字小敷 583-1	601-1298
八幡特別支援学校	知的障害	八幡西区鷹の巣 3-7-1	641-8675
八幡西特別支援学校	肢体不自由	八幡西区下上津役 4-8-2	612-2210
北九州中央高等学園	知的障害	戸畑区沢見 1-3-47	861-0112

(2) 特別支援学校生徒雇用促進セミナー

企業の人事担当者等を対象に、特別支援学校への理解と特別支援学校生徒の雇用促進を目的とした「特別支援学校生徒雇用促進セミナー」を開催しています。このセミナーでは、就業に向けた各校の取組を紹介するとともに、特別支援学校の生徒が職業技能を身に付けるために学習や作業に励む姿を見学していただきます。生徒が卒業後の自立や社会参加に向けて、日々努力し培ってきた「働く力」をご覧ください。

<令和4年度>

日時：令和4年12月開催予定

場所：北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園



(3) 学校開放週間

各特別支援学校において毎年、11月に地域の方や保護者を対象として、日々の学校生活や学習の様子を見ていただく期間を設けております。

【問い合わせ先】

北九州市教育委員会 特別支援教育課 TEL 093-582-3448 FAX 093-581-5873

第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

教育訓練給付制度

1 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者の方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）の主体的な能力開発の取組や中長期的なキャリア形成等を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付の対象講座の受講者で、一定の要件を満たす場合に、受講に伴う費用の一部を雇用保険で負担する給付制度です。

【対象講座の確認】

インターネットの『教育訓練制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』又はハローワークにある冊子『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』で御覧いただけます。

【受給要件の確認】

お住まいを管轄するハローワークで御確認いただけます。

ハローワーク八幡	TEL 093-622-5566	管轄	八幡西区、八幡東区
ハローワーク若松	TEL 093-771-5055	管轄	若松区
ハローワーク戸畑	TEL 093-871-1331	管轄	戸畑区
ハローワーク小倉	TEL 093-941-8609	管轄	小倉北区、小倉南区
ハローワーク門司	TEL 093-381-8609	管轄	門司区

【問い合わせ先】

福岡労働局 職業安定課 TEL 092-434-9803